

給与所得控除の改正

1. 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられます。
2. 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれ引き下げられます。なお、23 歳未満の扶養親族を有する者や特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者については負担増が生じないようにするため、措置が講じられます（所得金額調整控除）。

給与所得控除額の詳細

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前（令和 2 年度以前）	改正後（令和 3 年度以降）
162 万 5 千円以下	65 万円	55 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	収入金額× 40%	収入金額× 40% -10 万円
180 万円超 360 万円以下	収入金額× 30% +18 万円	収入金額× 30% +8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額× 20% +54 万円	収入金額× 20% +44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額× 10% +120 万円	収入金額× 10% +110 万円
850 万円超 1,000 万円以下		195 万円
1,000 万円超	220 万円	

ひとり親控除の創設及び寡婦（夫）控除の改正

すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の措置がとられます。

1. 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者（合計所得金額 500 万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用
2. 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額 26 万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額 500 万円以下）を設定
3. 住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方は対象外

本人が女性			所得控除の額（万円）								
			改正前（令和 2 年度以前）				改正後（令和 3 年度以降）				未婚のひとり親 500 万円以下
配偶関係			死別		離別		死別		離別		
本人所得			500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	
扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	—	30	—	30
		子以外	26	26	26	26	26	—	26	—	—
	無	26	—	—	—	26	—	—	—	—	—

本人が男性			所得控除の額（万円）								
			改正前（令和 2 年度以前）				改正後（令和 3 年度以降）				未婚のひとり親 500 万円以下
配偶関係			死別		離別		死別		離別		
本人所得			500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	
扶養親族	有	子	—	—	26	—	30	—	30	—	30
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※塗りつぶし…寡婦控除 …ひとり親控除